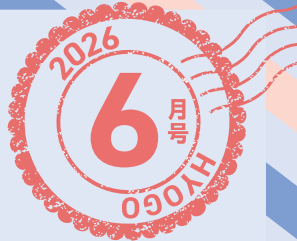
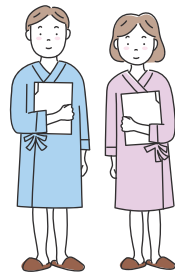


協会けんぽ 兵庫支部からの お知らせ



職場内で回覧・掲示をお願いします

健康診断のご予約はお済みですか？



35歳以上の被保険者（ご本人）対象

生活習慣病予防健診 兵庫県内で約**36万人**（令和6年度）が利用しています！！

- 自己負担額最高**5,500円**で受けられる。
（総額約19,000円の約7割を協会けんぽが補助します）
- 兵庫県内で受けられる健診機関は**140機関**。
- **5つのがん検診**（肺・胃・大腸含む。乳房・子宮は別途補助あり）までカバーした充実した内容。
- **20歳・25歳・30歳**の被保険者様も受けられるようになりました。
- **40歳以上の偶数年齢の女性に骨粗しょう症検診**を開始。

● 検診車による出張健診も可能！

出張健診とは、健診機関の所在地以外でも生活習慣病予防健診が受診できるよう、検診車が地域の会館などに出張して行う健診のことです。



出張健診の
日程表は
こちら



NEW 人間ドック健診

- 令和8年度より新たに補助を開始しました！
- 最高**25,000円**の補助が受けられる。（44機関のみ）

人間ドック健診の
対象機関はこちら



予約から 受診まで

- ① 健診のご案内のパンフレットに記載のある健診機関へ**直接**予約する
 - ② マイナ保険証等を持参し健診を受ける
- ※詳細は3月下旬に送付している案内をご確認ください。

令和8年度の
健診の詳細はこちら



OTC医薬品（市販薬）の使用により セルフメディケーションを实践しましょう



OTC医薬品とは、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる市販薬のことです。

風邪や腹痛、花粉症、腰痛や肩こりなどの軽い病気の症状緩和などにOTC医薬品（湿布含む）をうまく活用することで、自分の健康は自分で守る「セルフメディケーション」を实践しましょう。

OTC医薬品の購入額が**年間で12,000円以上**となった場合に、**所得税等の控除**が受けられる「セルフメディケーション税制」があります。申請には購入時のレシートの保管が必要です。

症状が悪化したり長期化する場合は薬局・ドラッグストアの薬剤師や医療機関にご相談ください。



セルフメディケーション
について詳しくはこちら
（厚生労働省）



給付金申請書(1ページ目)記入上の注意点

令和8年1月から申請書の様式が変更されています。

記載内容に不備がある場合、訂正等が必要となるため申請書を被保険者様へ返却することとなり、給付金お支払いの遅れにつながります。特に記入誤りの多い点についてご紹介します。



記号・番号	記号(左づめ)	番号(左づめ)	生年月日
個人番号(マイナンバー)			1.昭和 2.平成 3.令和
氏名(カタカナ)			
氏名			
郵便番号(ハイフン除く)	電話番号(左づめハイフン除く)		
住所	郵便	府県	

記号・番号を記入された場合は個人番号(マイナンバー)は記入不要です。

(記入された場合は、本人確認書類等の添付が必要となります)
ご自身の記号・番号は、「マイナポータル」の健康保険証情報や「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」よりご確認ください。

公金受取口座の利用について	1.希望する 2.希望しない	「1」を選択された場合は、事前にマイナポータルにて公金受取口座として登録した金融機関の口座へお振込みしますので、以下の振込先情報のご記入は不要です。
公金受取口座の利用について	「2.希望しない」を選択された場合は、上記申請者氏名と同じ名義の口座をご記入ください。	
金融機関名称	銀行 金庫 信組 農協 漁協	支店名
預金種別	1	口座番号(左づめ)

申請者は、お勤めされている(いた)被保険者本人になります。

特に、高額療養費や療養費の支給申請書では、**被扶養者の方の情報を被保険者(申請者)情報欄に記入する誤り**が多いためご注意ください。

事前にマイナポータルで公金受取口座の登録がお済みの方は、公金受取口座へのお振込みを選択できます。

公金受取口座とは…

マイナポータルに登録されている口座のことです。過去に協会けんぽからの給付金(傷病手当金など)のお振込みを行った口座のことではありませんのでご注意ください。

公金受取口座登録状況の確認方法

マイナポータルより **おかね** → **公金受取口座**にてご確認ください。

注意

結婚等による氏名(口座名義を含む)などの変更があった場合は、マイナポータルから登録情報の変更手続きが必要となります。

公金受取口座の確認はこちら
(マイナポータル)



マイナポータルで登録情報をご確認のうえ、公金受取口座の利用の有無をご記入ください。

通勤中・仕事中のケガ等には健康保険は使えません



健康保険は、通勤災害・業務上災害である労働災害とは関係のない傷病に対して支給されるものです。労働災害によるケガ等にもかかわらず、誤って健康保険を使って受診した場合は、必ず医療機関等に労働災害であることを申し出ましょう。

労災保険であるのに、誤って健康保険を使用したことにより、返還請求を行った金額及び件数は、年間約**9,000万円**、約**300件**です。(兵庫支部 令和6年度)

※誤って健康保険を使用した場合は、医療機関等に健康保険以外(労災保険・自費等)への切り替えができるかご確認ください。切り替えができない場合は、協会けんぽが負担した分を返納し、いったん医療費の全額を自己負担したうえで労災保険に請求することになります。

労災保険と健康保険の使用について詳しくはこちら
(厚生労働省)

